

令和6年第10回

荒川区教育委員会定例会

令和6年5月24日
於) 特別会議室

荒川区教育委員会

令和6年荒川区教育委員会第10回定例会

1 日 時	令和6年5月24日	午後2時00分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	教 育 長 委 員 委 員 委 員	高 梨 博 和 繁 田 雅 弘 長 島 啓 記 坂 田 一 郎
4 欠席委員	教育長職務代理者	小 林 敦 子
5 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 教 育 施 設 課 担 当 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 教 育 セ ン タ ー 所 長 生 涯 学 習 課 長 ふるさと文化館学芸員 書 記 書 記 書 記 書 記	三 枝 直 樹 山 形 実 田 中 欣 也 井 上 千 恵 渡 辺 裕 登 下 条 知 淑 杉 山 茂 篠 原 啓 輔 亀 川 泰 照 大 西 寛 和 齋 藤 一 幸 吉 田 夏 彦 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

議案第12号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

議案第13号 財産の取得（防犯カメラ）に対する意見の聴取について

(2) 報告事項

ア 令和6年度荒川区登録・指定文化財諮問（案）について

(3) その他

○教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和6年第10回定例会を開催させていただきます。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、4名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、繁田委員、坂田委員、御両名にお願いしたいと思えます。よろしくお願いします。

2月26日開催の第4回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて委員の皆様に配付し、この間、御確認をいただいたところです。

本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、承認とします。

ただいまから本日の議事日程に従いまして議事を進行させていただきます。

本日は、審議事項2件、報告事項1件となっています。

初めに、議案第12号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について議題とします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

○教育総務課長 3ページを御覧ください。議案第12号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」です。

提案理由です。令和5年12月の人事院規則の改正によりまして、国家公務員のうち、夏季休暇の使用可能期間、例年ですと7月から9月になりますが、その時期が業務繁忙期にある職員、その他の業務の事情によりまして当該期間内に休暇の全部または一部を使用することが困難であると認められる職員につきましては、夏季休暇の使用期間を6月から10月までに拡大することになったものでございます。これを踏まえまして、幼稚園教育職員につきましても夏季休暇の使用可能期間を拡大するものでございます。

内容につきましては、記載にございますように、夏季休暇の取得期間を6月1日から10月31日までにするものでございます。施行期日については、公布の日でございます。

5ページ目に詳細な規則改正の例がございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑がございましたらお願いいたします。

○坂田委員 人事院規則改正は昨年12月にやられていて、今回改正するわけですがけれども、今まで待っていた理由というか、その辺のところは何かあるのでしょうか。

○教育総務課長 人事院規則そのものは国家公務員の人事規則でございまして、それを踏まえまして組合交渉などを行いまして、今回、区としても行うものでございます。

ちなみに東京都については、今現在まだ改正にはなっていないようではございますけれど

も、きっと準じるのではないかと。昨年までのコロナの時期は延長していましたので、きっと変わるのではないかと思います。区におきましては、その間の状況を見まして、組合等との交渉も踏まえまして、今回、規則改正に至ったものです。

○教育長 ちなみに、区の職員についても改正するんですね。

○教育総務課長 今、教育長のほうから言っていただきましたけれども、同じ区職員ですけれども、区の一般事務職員などについても同様に、繁忙期や業務などでお休みができない場合については、10月31日まで拡大するものでございます。

例えば、予算要求の時期や夏季にイベントを抱えているものなど、そういったものが対象になると考えているところでございます。

○教育長 いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○教育長 質疑がないようであれば、終了いたします。

議案第12号につきまして御意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○教育長 討論を終了いたします。

議案第12号につきまして原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議ないものと認めます。議案第12号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定されました。

次に、議案第13号「財産の取得(防犯カメラ)に対する意見の聴取について」を議題といたします。これも山形教育総務課長、説明をお願いします。

○教育総務課長 議案第13号「財産の取得(防犯カメラ)に対する意見の聴取について」でございす。

提案理由でございす。令和6年度荒川区議会定例会・6月会議に提案をするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございす。

内容です。昨年も同様の内容を令和5年5月26日の第10回定例会でお示しをしているものでございす。道路上に設置をしている防犯カメラ、「通学路防犯カメラ」と言っていますけれども、その必要な備品を購入するものでございす。

財産の種類につきましては防犯カメラ、明細につきましては52台でございす。去年は66台、今年は52台更新をするものでございす。

取得金額につきましては、記載がありますように1, 859万円、取得の方法につきましては地方自治法の施行令に基づきます制限付き一般競争入札におきまして最低価格を提示した者との契約になります。相手先でございます。セントラル警備保障株式会社でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、御質疑がございましたらお願いいたします。

新たに財産を取得する場合、幾ら以上が議会に報告するのですでしたか。

○教育部長 議決が必要となる金額ですけれども、予定価格が2, 000万以上になります。今回のものは予定価格2, 679万9, 968円なので。

○教育総務課長 価格が契約で下がったものですから。

○教育長 契約で下がったということ。

○教育部長 入札で下がりました。

○教育長 分かりました。そのために教育委員会の意見が求められるわけですね。

○教育総務課長 去年は1, 000万です。

○教育長 1, 000万円でしたか。

○教育総務課長 去年は、生活安全課と合同で百数十台換えたものです。区内にも何台防犯カメラがあるというような御質疑をいただいたところです。

○教育長 いかがでしょうか。

○長島委員 去年もしかしたら聞いたかもしれないのですけれども、今回の防犯カメラは52台ですよね。データの保存や全体のシステムとしてどうなっているかというのを、差し支えない範囲で教えていただけますか。

○教育総務課長 防犯カメラにつきましては、荒川区の個人情報審議会担当で情報管理のところについては御審議いただいておりますけれども、まず防犯カメラのデータを、区によってはSDカードで保存するのですけれども、荒川区はSDカードではなくて、基本的にはカメラのハードディスクに保管しています。保管期間が7日間、順次上書きをしていく形になります。専用のパソコンが教育総務課にありまして、現地に行きましてWi-Fi、SSIDを共通にしておきますと、それに保存ができる形になりまして、それでダウンロードをして職場に持ってきてまして、それをDVDに焼いて警察などに提供する形になります。

○長島委員 分かりました。

○教育長 よろしいですか。

そのほかに御質疑ございますでしょうか。

○繁田委員 この教育委員会に意見を求めるのは、いわゆる小学生や中学生が通学をする通学路の保安ということもあってと思いますけれども、どの場所にカメラを設置するしないという

のを決めているのは、どこになりますか。

○**教育総務課長** 実際は7年前に設置をしていまして、今、防犯カメラそのものは全体で190台ございます。基本的には小学校、大体学校当たり8台程度を配置しているところでございますけれども、当然、学校長の意見を聞きまして、また地域の方々も意見を聞きまして、この場所。場合によっては、近隣の方がここを映してくれるなという御指摘もあったりするものですから、それを調整しているところでございます。

今回のカメラについては、昨年から入れたものは画角が120度から180度になります。今までは向きが違くと映らないということがあったのですけれども、広角になりまして映るところがあるのですが、場合によっては自分の家の玄関が映ってしまうのでやめてくれといった場合については、そのところを多少調整させていただいたりという形になります。

○**繁田委員** ありがとうございます。

ついでにもう一つお聞きしたいのですけれども、直接このことは関係ないのですけれども、校内に防犯のために設置してあるものでしょうか。

○**教育施設課長** 今、学校の昇降口や給食の出入口に、大体1校につき3台から5台の防犯カメラを設置しているところです。

○**繁田委員** 分かりました。ありがとうございます。

都立大でも設置したとき、ちょうど僕いたのですけれども、いろいろ問題があって、トイレに入っていく人が見えるところはいいだの悪いだのという、法学部の先生方、その専門の先生がおられたので議論があったのですけれども、場合によっては学校の中の安全のために設置も必要かなと思ったので、参考のためにお聞きしました。ありがとうございました。

○**教育長** 今回は通学路の防犯カメラですけれども、施設内にも設置して防犯対策に活用しております。

また、現実的にこの通学路の防犯カメラで警察に情報提供するのは、子どもたちの事故というよりは一般的な犯罪が発生したときに、通学路上に防犯カメラが設置されているので警察署として利用したいというケースが多くなっております。これは先ほど教育総務課長が説明したように、個人情報保護審議会の承諾もいただきながら可能な範囲で警察署に情報提供している形になります。

○**教育総務課長** 今、教育長のほうから言っていただきましたけれども、実際は通学路といっても生活道路なものですから、警察からの捜査依頼が出てくる分については、基本的には特殊詐欺や窃盗、そういったものがほとんどで、児童に関するものは、実際のところは、ほとんど現在は提供依頼ではない形にはなっています。ただ予防というか、ここにありますよという抑止効果はあるものと考えています。

○**繁田委員** ありがとうございました。

○**教育長** そのほか御質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○**教育長** 特にないようであれば、質疑を終了します。

議案第13号につきまして御意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○**教育長** 討論を終了します。

議案第13号につきまして原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議ないものと認めます。議案第13号「財産の取得(防犯カメラ)に対する意見の聴取について」は原案のとおり決定いたします。

続いて、報告事項に移らせていただきます。

報告事項ア「令和6年度荒川区登録・指定文化財諮問(案)について」を議題とします。

篠原生涯学習課長、説明をお願いします。

○**生涯学習課長** 例年、御報告させていただいています令和6年度の荒川区登録・指定文化財の諮問(案)について報告するものでございます。

今年度、荒川区登録・指定文化財候補について、これから付議します荒川区文化財保護審議会へ諮問するものでございます。

審議会の日時は、令和6年6月7日金曜日を予定してございます。

諮問の事項、(1)荒川区登録文化財について、下記の文化財を登録することで、記念物・史跡に当たります八幡堀跡について諮問いたします。

(2)荒川区指定文化財について、無形文化財・工芸技術、指物の渡辺光氏を諮問するものです。

また、備考としまして、昨年度諮問しているものになりますが、指定文化財の候補の継続審議という形で、有形文化財・彫刻、木造七面明神立像。これは、調査に行った際に、昨年、立像の中からその他の出土品が新たに出たため、出てきたものも併せて審議しなくてはいけないだろうということで継続審議になって、今年度、改めて調査するものになっています。

参考までに資料としまして、各候補の概要等、お写真等を添付していますので、併せて御覧いただければと思います。

雑駁ではございますが、説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○**教育長** せっかくだから資料に基づいて説明してもらえますか。

○**生涯学習課長** 学芸員の亀川が同席しておりますので、資料について御説明させていただきます。

す。

○ふるさと文化館学芸員 学芸員の亀川が説明させていただきます。皆さん、15ページの写真を御覧になりながらお聞きいただければと思います。

まず、一番上の(1)の八幡堀跡についてです。こちらは上尾久村にあった用水の跡で、上野台に沿って流れる石神井用水からの分水で、江戸時代は上尾久村、明治時代には用水組合によって管理されていたものになります。尾久宮前小学校や小台本銀座商店街の辺りを通って八幡神社辺りを囲むように流れ、それで隅田川のほうに注いでいる川筋になります。江戸時代は農業用水として使われていたのですが、近代になって尾久が都市化するとともに、その使命を終えて一般の道路になりました。現在は、「せせらぎ小路 尾久八幡公園」や「すいろみち 八幡堀プロムナード」として整備されております。こちらの公園やプロムナードは、尾久宮前小学校の児童たちが調べたものがきっかけで整備されたものと聞いています。

2番目の無形の指定文化財の渡辺光さんについてです。渡辺光さんは、昭和42年より父の渡辺稟三氏（元荒川区指定無形文化財保持者）の下で修業を積まれました。茶たんすや鏡台等の大物から、宝石箱や、ようじ入れ等の小物までを製作されています。後継者としてでは御息女の久瑠美さんがいます。久瑠美さんは荒川区の匠育成事業の修了者でありまして、現在は荒川区伝統工芸技術保存会の会員になっておられます。光さんは、平成23年度に東京マイスターを受賞され、27年度には日本伝統工芸士会作品展で経済産業大臣賞等を受賞するなど御活躍されておられます。令和4年度には瑞宝単光章を受章されております。15ページの右下のほうに、経済産業大臣賞を受賞された作品を添付しております。

続きまして、裏の16ページになります。こちらが継続審議になった木造七面明神立像になります。来歴として、慶安3年（1650年）に制作されたことが分かっております。仏師や造立趣旨が明確に確認できる江戸時代の彫刻の規準作として、区内に伝来した仏像の中でも大変貴重なものと位置付けられると考えられます。ただ、昨年度、諮問の上、調査したところ宮殿、この七面明神立像の厨子を収めている建物があるのですが、そちらの中に写真であるように持国天や多門天、あるいは鏡なども確認されまして、全体的に位置付けが必要である、そのための調査が引き続き必要であるということで継続審議になった事案であります。

説明は以上になります。

○教育長 ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

では、私から2点。

1点は、八幡堀プロムナードは大分前に土木管理課で整備したのですが、藍染幹線

のように、今、下は下水が通っているんですか。

○ふるさと文化館学芸員 たしか通っていると。『荒川区土木誌』を読む限りは通っていると思います。

○教育長 では、今も下水の管路として使っているのですか。

○ふるさと文化館学芸員 下水として使っているかは分からないのですけれども。

○教育総務課長 暗渠になっています。雨水は流れているのではないかなと思います。

○ふるさと文化館学芸員 それも含めて調べていきたいと思います。

○教育長 もう一点、この木造七面明神立像ですけれども、昨年度、宮殿のほうは教育委員会として有形文化財に指定することにしました。そして今回については、昨年度からの調査を踏まえて、めどとしては今年度中に答申をいただける予定と考えていいでしょうか。

○ふるさと文化館学芸員 その予定であります。

○教育長 分かりました。

先生方、いかがでしょうか。

○坂田委員 では、この継続審議になっているほうの立像について、この資料の中にあったものは皆さん把握されていて、去年は途中でそういったものが出てきたけれども、現在は審議対象になるようなものというのは、もう把握できた状態になっているということですか。

○ふるさと文化館学芸員 その状態になります。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

○長島委員 八幡堀跡ですけれども、15ページの写真で左側のところに、これは要はかつてこうだったという、全体象は、これで分かるということでよろしいのですかね。八幡堀全体はこうなっていたということでしょうか。

○ふるさと文化館学芸員 少しややこしいのですけれども、当時流れていた水路を復元する作業と「八幡堀」と呼ばれていた範囲の両方を調べていくことになるのではないかなと考えております。その中で、もう既に宮前小学校の小学生たちが調べられたところが明らかになっていまして、そのような経緯も含めて全体を登録の範囲にできないかなと考えています。

○長島委員 あと、先ほど暗渠と言っていましたけれども、現在、地表で実際に流れているところはないということですか。

○教育長 それはないですね。

○長島委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 確かに昔は農村や水路が至るところにあったから、名前のついてない水路などもいっぱいあったのでしょうね。

そのほか委員の皆様、いかがでしょうか。

○教育部長 ネットで調べた限りでは、八幡堀は昭和になって埋め立てられ小道になりましたと
なっていますので、多分もう流れていないと思います。

○教育長 よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○教育長 それでは、特になければ報告了承とさせていただき、では、ぜひ文化財を審議会の委員の皆様に調査していただいて答申をいただけるようお願いいたします。

では、本件については報告了承とさせていただきます。

次に、その他の報告事項ですけれども、教育委員会の日程について山形教育総務課長、説明をお願いします。

○教育総務課長 17ページを御覧いただければと思います。修正はございません。ただ、このところ教育委員の皆さんにつきましては運動会を御視察いただきまして、ありがとうございます。

1点だけ、次回の6月14日につきましては、尾久第六小学校を御視察いただく予定になってございます。

昨年度も第九峡田小学校を御視察いただきましたけれども、13時に集合いただきまして、給食を御試食いただいた後に授業を御覧いただきまして、意見交換した後に15時から定例会を始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○教育長 それでは、以上をもちまして教育委員会令和6年第10回定例会を閉会とさせていただきます。生涯学習課の皆さん、ありがとうございました。

—了—